

## 松川町定例農業委員会議事録 第11回(2月)

1 開催日時 令和6年2月20日(火) 9:30 ~ 11:00

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 15人

会 長 1番 松下 敏章

会長代理 17番 北沢 ひろみ

委 員 2番 大場 健彦 3番 米山 広敏 4番 大澤 政弘  
5番 佐々木 孝子 6番 牛久保 守 7番 米山 孝広  
8番 齊藤 和勇 9番 古谷 はるみ 10番 大島 理可  
12番 竹村 浩子 13番 大場 武吉 15番 赤羽目 聖  
16番 松下 守

### 4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

### 5 農業委員会事務局職員

係長 佐々木 静香 主査 羽場 侑佳

### 6 会議の概要

(1) 開会 ー佐々木係長 開会ー

(2) 会長挨拶 ー松下(敏) 会長挨拶ー

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 15番 赤羽目 聖 委員 16番 松下 守 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 生田 2 筆 計 342 m<sup>2</sup> 田 所有権移転

○事務局代理説明

譲渡人は高齢で、今までもこの申請地は自分で耕作しておらず貸していました。しかし、借主も高齢となり耕作してくれる人がいなくなり困っていました。そこで、今回の譲受人と話しが出来、この申請に至ります。譲受人の自宅は申請地のすぐ隣にあります。また、以前からお米作りをしており、今回も申請地でお米作りを行うとの事です。委員の方で現場を確認し、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて 2 番をお願いします。

○事務局説明

2 番 元大島 1 筆 360 m<sup>2</sup> 畑 所有権移転

○齊藤委員説明

原田堤の道路向かいとなります。譲受人が申請地で、きゅういを栽培するとの事です。申請地は現在は耕作はされておらず、舞台小屋が建っているがそれを取り壊している最中です。それらを取り壊した上で耕作を行い、周辺の維持管理も一緒にお願いをしました。現地を確認し、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて 3 番をお願いします。

○事務局説明

3 番 元大島 1 筆 933 m<sup>2</sup> 畑 所有権移転

○大場（武）委員説明

東浦交差点の東側になります。譲受人は従前より、譲渡人からこの地を借りて耕作していました。譲渡人も高齢となり、所有権の移転を希望しました。そこで譲受人との間で合意がとれ、今回の申請に至ります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて4番をお願いします。

○事務局説明

4番 上片桐 2筆 計1,128㎡ 畑・田 所有権移転

○竹村委員説明

申請者は遠方に住んでおり、管理が出来ず遊休農地となっていました。今回、知り合いである譲受人と話しが出来て今回の申請に至ります。現場を確認し、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案第2号をお願いします。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○事務局説明

1番 大島 2筆 計129.9㎡ 畑 住宅

○齊藤委員説明

松川インター交差点から200m程東に行った場所になります。世代交代という事で、現在の住居は子世帯が住む事になり、既存宅地の隣に新たに家を建設する事になりました。雨水は道路側溝へ、汚水は農集排へ接続します。特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて2番をお願いします。

関連がありますので、議案第3号の1番も続けて説明をお願いします。

○事務局説明

2番 大島 1筆 172㎡ 畑 駐車場

議案第3号

地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○事務局説明

1番 大島 2筆 計555㎡ 畑 使用貸借権 住宅・進入路

○齊藤委員説明

議案第3号の1番の農振除外の申請（令和5年5月時）の際に、議案第2号の2番の農地について、無断で車庫を建てており、無断転用を行っている事が判明しました。ついては、議案第3号の1番の転用と同時にこちらも転用を行うように指示をしており、無断転用の経過報告書の提出もあり、やむを得ないと判断しました。

議案第3号の1番につきましては、譲渡人の子が住宅を建てたいとの事で、先日農振除外の許可を受けております。雨水排水は地下浸透、汚水排水は公共下水道とします。また、細長い農地の方は住宅へ入る接道確保する為の申請となります。特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

よろしいですか。それでは議案第2号の2番につきまして賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続きまして議案第3号の1番につきまして賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 2筆 計1,295㎡ 畑 所有権 事務所・資材置場・EVステーション

○赤羽目委員説明

譲渡人は町外に住んでおり、管理が難しく困っていました。そこで今回の譲受人が太陽光発電事業を営んでおり、その事業所及びEVステーションを設置したいとの事で話しがまとまりました。申請地は、譲受人の自宅のすぐ隣にあります。特段問題ないと判断しました。

○事務局補足説明

EVステーションを設置するにあたって、町の他部署に確認を取りガイドライン等の規制はないか確認を取りましたが、特にガイドラインはありませんでした。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【賛成多数】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。続いて3番をお願いします。

○事務局説明

3番 大島 1筆 538㎡ 使用貸借権 住宅

○齊藤委員説明

譲渡人の娘夫婦が、実家の近くへ住宅を建てたいとの事で申請に致します。雨水排水は申請地北側の側溝へ、汚水排水は農集排へ接続します。特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員賛成】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて4番をお願いします。

○事務局説明

4番 元大島 2筆 計517㎡ 使用貸借権 住宅

○米山（広）委員説明

譲渡人の娘夫婦が家族も増えて手狭となり、実家の近くに新たに住宅を建てたいとの事です。雨水排水は道路側溝へ、汚水排水は公共下水道へ接続します。近隣の農地所有者へも同意が得られており特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員賛成】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案第4号をお願いします。

#### 議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定 （ 22 件）

所有権移転 （ 2 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○米山（広）委員

リニアが関係してくると思われる場所で、長らく利用権設定がされているが、どのようなものか。

○事務局

リニアが関係してくる所もあります。リニアに関連して、今まで口頭で契約を交わしていたが、契約書を取り交わす事になった案件が多数です。また、耕作出来ない期間も含めての長期間の設定になっており、契約には当然、双方の同意の元提出されています。

○松下（敏）委員

相対契約で長期間の設定がなされているものがいくつかあるが、中間管理への移行は。

○交流センターみらい

随時中間管理への移行を促してはいるが、双方記入済みの相対契約の書類を提出された場合については、即座に中間管理に移行し直してほしいとは一概には言いづらい部分があります。

○大澤委員

今現在、地域計画の話し合い等進んでいるが、広範囲で様々な整備をする場合は、事前に必ず地元の意見を集約して地域計画の中に盛り込む等してほしい。

○牛久保委員

令和6年度末には地域計画を策定して、その後の貸し借りは中間管理事業にという事になると思うが、周知の方法はどのように行うのか。

○事務局

広報誌やHP等で広く周知を行っていきたいと考えています。

○古谷委員

中間管理事業の貸し借りの相談窓口はどこに行けば良いのでしょうか。

また、全体的な話しになるが、相談者（農業者）があっちへ行って、こっちへ行ってとなるのではなく、相談窓口をどこかに一本化して、相談内容に応じて、それぞれの担当窓口（部署）へ繋いでもらえると、相談者は1回で話しが済むようになるので、そういうサポート体制が整うと良いと感じています。

○事務局

中間管理事業の貸し借りの相談は、農業委員会事務局でも交流センターみらいでも、どちらでも大丈夫です。

また、現在は自宅から近い場所いずれかの窓口へ来られて、随時相談等の対応を行っている状況です。

今後、一本化出来るような検討も行っていきたいと思います。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

（5）協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等がありますか。

②事務局からの協議事項

- ・遊休農地の利用意向調査について[資料 No. 1]

(6) 営農支援センターから

- ・令和5年度 農地賃借・売買支援事業の実施状況

(7) 閉会 一佐々木係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

松羽目 聖 15番

松羽目 聖

印

松下 守 16番

松下 守

